

令和元年 9 月の市民の声（全 5 通のうち 4 通）

◇LIFE in（ライフイン）について

【ご意見・ご提案など】

LIFE in No.11 を拝見させていただき、いくつか質問したいと思いました。

まず、I ターンされた方のご出身が上越や湯沢といった近隣の方でしたが、県内からの方ですとあまり移住という概念には当てはまらないように感じました。出来れば、県外（都会）からの I ターンや U ターンの方がよろしいのではないのでしょうか。県内や地方から移住していただいても、少ない牌の奪い合いとしか捉えられません。

二点目ですが、スポーツとアウトドアしか魅力がないように感じるような誌面作りを税金を投入して行うのはいかがかと思えます。情報が偏りすぎているように思いますが、その他の魅力についても発信されてはいかがですか？

三点目ですが、末巻に掲載されていた空き家バンクについてです。アクセスしたところ、民間の不動産サイトに飛ばされました。しかも三件しか情報がなく、あまりにもお粗末かと思えました。

この現状では、目的とされている人口過密地域である都市部からの I ターンや U ターンを促進する効果は無いのでは、と思えます。

小さな声が無視されることなく、南魚沼市様が真摯に取り組まれますことを心よりお祈り申し上げます。

回答のほうは、市民の声のようなページにあげていただけたら幸いです。

（令和元年 9 月 5 日）

【お返事】

1 LIFE in（ライフイン）の取材対象

LIFE in で紹介する移住者については、職員が特色ある移

住者を探して取材しています。人口の増加を目的として、南魚沼市での魅力的なライフスタイルを紹介しており、移住者の出身地は限定せず取り上げています。

2 スポーツとアウトドアに特化した紙面作り

南魚沼市への移住を検討している方の多くは、雪をはじめとする自然に囲まれた生活に魅力を感じていることがアンケート等により判明しています。そのため、移住を前向きに検討でき、南魚沼市の魅力をより効果的に紹介することを目的として、スポーツとアウトドアに特化した紙面構成としています。

3 空き家バンク

現在、南魚沼市の空き家バンクには登録が無い状況です。豪雪地帯であるため、不要となった家屋は取り壊すことがほとんどです。また、持ち主に活用の意向があり立地や状態が良い家屋は、不動産業者の仲介で取引されていることが多いため、市への登録の相談も年に数件という状況です。

そこで、登録件数を増やすために、家財処分に要する費用助成の制度も開始しました。しかし、状況の改善が無いことから、今後は一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構に委託して、物件調査を開始することとしました。

(担当：U & I ときめき課)
問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇ 巻機山登山について

【ご意見・ご提案など】

こんにちは。今月のシルバーウィークに巻機山に登山に行くものです。タイトルにも記載しましたが、犬連れにて巻機山は登山可能でしょうか？井戸尾根コースをピストンします。

山によっては登山が可能な場所や不可な場所があり、禁止の場所に連れていくのはやめております。観光協会の山の紹介サイトには記載はありませんがいかがでしょうか。ご回答よろしく申し上げます。

(令和元年 9 月 7 日)

【お返事】

この度はお問い合わせいただきありがとうございます。

市内で、犬を連れての登山を禁止している山はありません。

しかし、登山客の中には犬が苦手な方や犬の糞尿を嫌がる方もいます。登山中は、飼い主が犬を繋いでおくこと、犬の糞は持ち帰ること、尿は水で洗い流すことなどマナーを守っていただき、ほかの登山者に配慮しながら登山していただくようお願いいたします。

(担当：商工観光課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇熱中症事案について

【ご意見・ご提案など】

熱中症の件ですが、刑法 211 業務上過失致死傷等に該当します。

刑訴 239 で公務員は、例外のない（態様に応じてする／しないを判断する裁量権がない驥足義務としての）告発義務を負っています。

刑訴 239 に罰則はありませんが、告発しなければ違法行為であり、地公法の法令遵守義務違反となります。

貴職におかれてはすでに告発なさるか、これから告発なさいますか？

（令和元年 9 月 9 日）

【お返事】

八海中学校で発生した熱中症による救急搬送事案では、多くの保護者や地区民にご心配をおかけし、心苦しく思っています。緊急搬送された生徒の多くが当日帰宅し、入院した生徒も 9 月 9 日（月）までに全員退院との報告があり、胸をなでおろしたところです。

当日は、市内の 4 中学校で運動会・体育祭が開催されました。教育委員会では、暑さが予見されるとして熱中症に注意するよう呼びかけ、各学校でもテントを用意し、給水時間を確保するなどしていましたが、八海中学校で救急搬送が多数発生してしまいました。

刑法 211 条には、「業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者」に加え「重大な過失により人を死傷させた者」に対する処罰が記載されています。当日は、教育委員会の主だったものが現場に急行し、学校・消防・警察と一緒に対応にあたり、状況の聞き取りと情報共有を行いました。その中では、学校が「業務上必要な注意を怠っていた」、「重大な過失があった」との判断に至っておりません。従って、現時点で刑事告発は考えておりません。

なお、警察官も現場にいたことから、刑法 211 条に抵触する事案となれば、市が告発するまでもなく警察による取調べが行われるものと考えております。

(担当：学校教育課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇学童保育について

【ご意見・ご提案など】

孫を持つ介護職員です。介護業界は周知の人手不足で新規採用はほぼゼロ状態。在職者を逃がさない努力を日々重ねている現状です。

しかしながら学童保育への入園困難で、近くに祖父母がいる子供は入園不可能と聞きました。学童は不足しているのでしょうか？孫が小学校に入学したら仕事を辞めざるをえないのかと不安です。働き盛りの子供達を辞めさせるわけにもいかず、さりとて年寄りの生活も決して余裕があるわけでもなく…働きたいのに続けられないのは淋しい限りです。

福祉と子育てに力を注ぐスローガンに逆行していると思うのですが…学童を新設するのは無理難題でしょうか？

(令和元年 9 月 24 日)

【お返事】

学童保育は市内 20 か所で開設しており、7 月 1 日現在で 824 人の児童が在籍しています。しかし、38 人が入所待機の状態となっており、この解消が課題となっています。

その原因は人手不足にあります。市が 13 クラブの運営を委託している N P O 法人すまいるネットでは、恒常的に指導員を募集していますが、応募がない状態です。指導員は、放課後からおおむね午後 6 時 30 分までが主な勤務時間となっており、フルタイムで働きたい人には条件が合いません。さらに、パートタイムで働きたい人には、希望する勤務時間との折り合いがつかないことが応募のない理由になっていると思われま

す。今年の 4 月に、第二野の百合学童クラブが定員 19 人で新設され、来年度からは定員 40 人に拡大する予定です。また、来年度からは他の仕事と組み合わせて指導員のフルタイム化が

できるよう、試験的な取組を予定しています。今後も、できる限りの対策をしていきますので、ご理解をお願いします。

入所判定については、その家庭の状況を数値化して優先順位を決定しています。祖父母が同居（または近隣に居住）しているという理由だけで、入所できない訳ではありません。入所を希望する学童クラブにご相談いただければ、詳しい状況を説明できますので、ぜひご相談ください。

（担当：学校教育課）

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658